

# 済生ふくし新聞

## 今回は C型肝炎医療費助成制度と

## 石綿(アスベスト)救済制度についてご説明します

### 【C型肝炎医療費助成制度】

埼玉県ではC型肝炎インターフェロンの治療に係る医療費の助成を行っています。

### 医療費の助成対象となる治療は??

- C型肝炎ウイルスの除去を目的として行うインターフェロンの治療で、保険適用となっているもの
- 当該治療を行うために必要となる初診料、再診料、検査料、入院費等
- インターフェロン治療による軽微な副作用の治療(当該治療の中断を防止するために併用せざるを得ない副作用の治療)

### ☆助成内容☆

対象医療に係る保険診療の患者負担額から、下表の一部自己負担分を除いた額を助成する。(1ヶ月あたり)

期間は1年間です。  
(1人につき1回のみです。)

	階層区分	自己負担の月額限度額
A	世帯の市町村民税(所得割)課税年額が65,000円未満の場合	10,000円
B	世帯の市町村民税(所得割)課税年額が65,000円以上235,000円未満の場合	30,000円
C	世帯の市町村民税(所得割)課税年額が235,000円以上の場合	50,000円

\*各都道府県によって助成内容は、異なります

### 【石綿(アスベスト)救済制度】

### 救済給付の内容について

- 労災補償の対象とはならない方に対する救済給付です。
- 石綿(アスベスト)により、中皮腫や肺がんになった人やこれらの疾患で死亡された方のご遺族に  
対して『救済給付』が支給されます。(しかし、ご本人やご遺族からの申請・請求がなければ給付されません。)
- 『独立行政法人環境再生保全機構』、『関東地方環境事務所』が申請・請求の窓口です。

対象者	対象になるもの	給付される額
現在療養中の方 (認定された方)	医療費(本人が請求)	自己負担分
	療養手当(本人が請求)	103,870円/月
認定後療養中にお亡くなりになった方のご遺族へ	葬祭費	199,000円/月
制度施行前(平成18年3月27日より前)にお亡くなりになった方のご遺族へ	特別遺族 慰金	2,800,000円/月
	特別葬祭料	199,000円/月

\* 平成21年3月27日までに請求が必要です。(この制度がこの日で終了します。)

詳しくは1階救急外来近く福祉相談室まで